

おおさかの少年非行

— 平成 26 年中 —



手を出すな

危険ドラッグ

身の破滅

平成26年度少年非行防止等標語コンクール 大阪府警察本部長賞

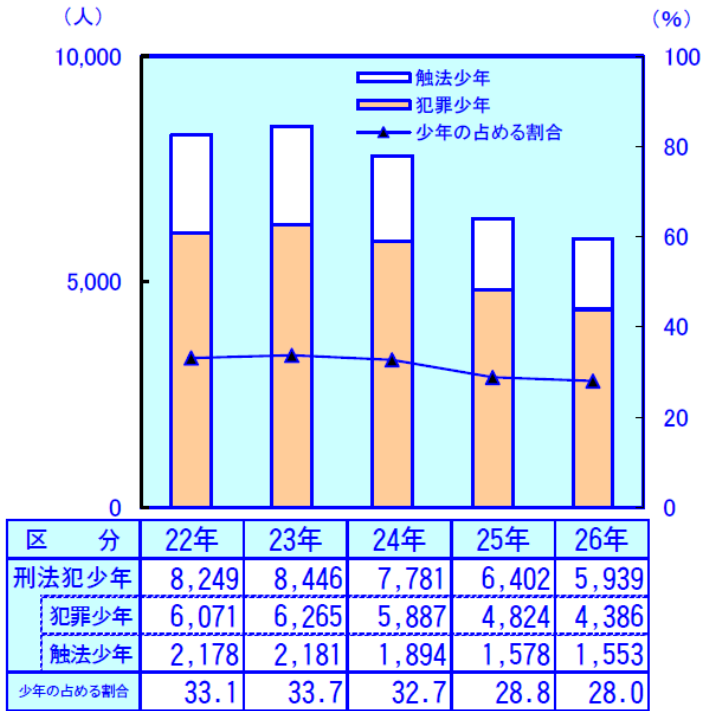
おおさかふけいさつ



刑法犯少年の検挙・補導状況

～ 検挙・補導人員は減少したが、依然として深刻な状況で推移 ～

【刑法犯少年の検挙・補導人員の推移】



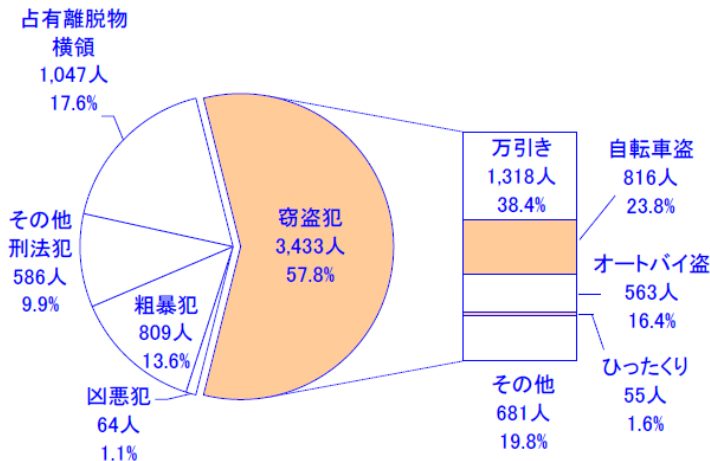
※犯罪少年…犯罪行為をした14歳以上の少年をいいます。
 触法少年…刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいいます。
 少年の占める割合…刑法犯で検挙(成人を含む)又は補導した人員のうち、少年の占める割合をいいます。

【罪種別の状況】

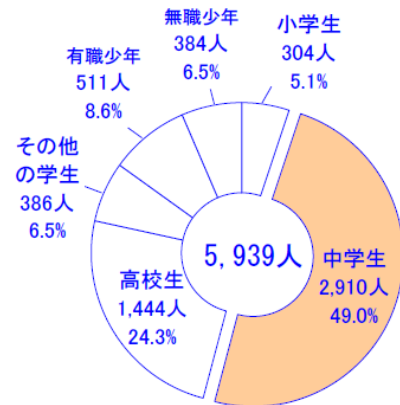
罪種別	人員	前年対比
総数	5,939	-463
凶悪犯	64	-51
殺人	4	-7
強盗	41	-26
放火	7	-23
強姦	12	+5
粗暴犯	809	-26
暴行	160	-24
傷害	569	+39
恐喝	70	-38
窃盗犯	3,433	-234
万引き	1,318	-169
自転車盗	816	-121
オートバイ盗	563	-12
ひったくり	55	-9
その他	1,633	-152
占有離脱物横領	1,047	-89

- 刑法犯少年の検挙・補導人員は5,939人で、前年に比べて463人(7.2%)減少しました。

【罪種別の状況】



【学職別の状況】



- 罪種別では、57.8%を窃盗犯が占めうち手口別では、万引きが38.4%、自転車盗が23.8%、オートバイ盗が16.4%の順となっています。
- 学職別では、中学生が49.0%を占め非行の中心的存在となっています。

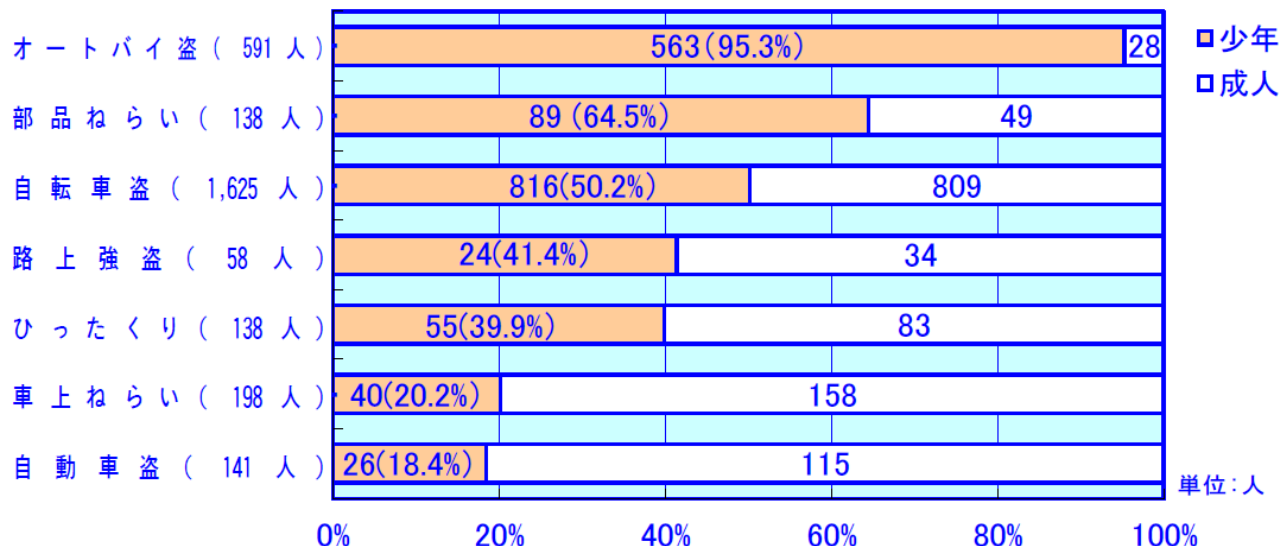
～ その行動 胸に手をあて 聞いてみて ～

街頭犯罪の検挙・補導状況

～ 少年の占める割合は半数以上 ～

- 街頭犯罪では、成人を含めた検挙・補導人員のうち、少年が半数以上を占めています。割合が最も高いのはオートバイ盗(95.3%)、次いで、部品ねらい(64.5%)、自転車盗(50.2%)の順となっています。
- 手口別では、7手口中、部品ねらい(+12人)のみが前年に比べて増加しました。

【街頭犯罪(7手口)検挙・補導人員に占める少年の割合】



特別法犯少年の検挙・補導状況

～ 軽犯罪法違反が過半数 ～

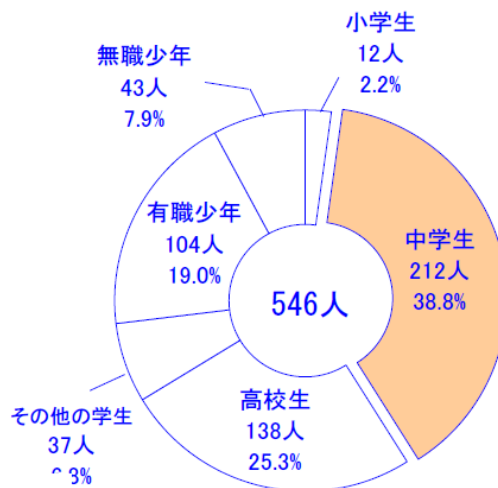
- 特別法犯で検挙・補導された少年は546人で、前年に比べて11人(2.1%)増加しました。そのうち中学生が212人(38.8%)で最も多くなっています。
- 法令別では、軽犯罪法違反で検挙・補導された少年が約半数を占めています。態様別では、火気乱用(80人)が最も多く、次いで業務妨害(71人)、虚偽申告(56人)の順となっています。

【法令別の状況】

法令別	人員	前年対比
総数	546	+11
覚せい剤取締法	9	-2
大麻取締法	17	+9
銃刀法	22	-1
軽犯罪法	278	-16
児童福祉法	2	±0
風営適正化法	32	+12
児童買春・児童ポルノ禁止法	31	+7
迷惑防止条例	64	-12
青少年保護育成条例	17	+4
その他	74	+10

※ 特別法犯とは、刑法犯を除くすべての犯罪(交通関係法令を除く)をいい、条例に規定する罪を含んでいます。

【学職別の状況】



不良行為少年の補導状況

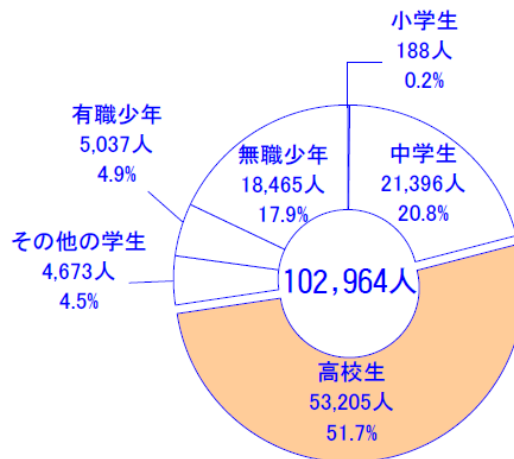
～深夜はいかがい約7割、喫煙と併せて9割以上～

- 行為別では、深夜はいがい(69.4%)と喫煙(28.8%)で補導された少年が全体の98.2%を占め、学職別では高校生が51.7%と過半数を占めています。

【行為別の状況】

行為別	人員
総数	102,964
飲酒	253
喫煙	29,700
薬物乱用	2
粗暴行為	55
暴走行為	79
家出	12
無断外泊	3
深夜はいがい	71,458
怠学	913
不健全性的行為	5
不良交友	18
不健全娯楽	34
その他	432

【学職別の状況】

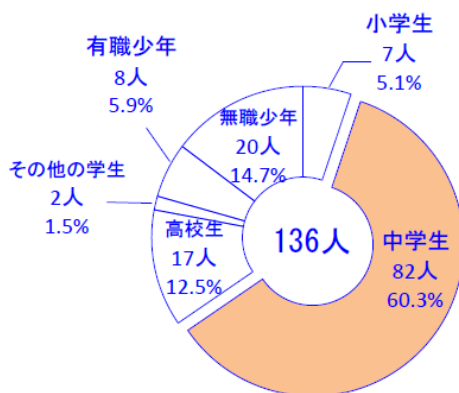


ぐ犯少年・要保護少年の状況

～ぐ犯少年は減少、要保護少年は増加～

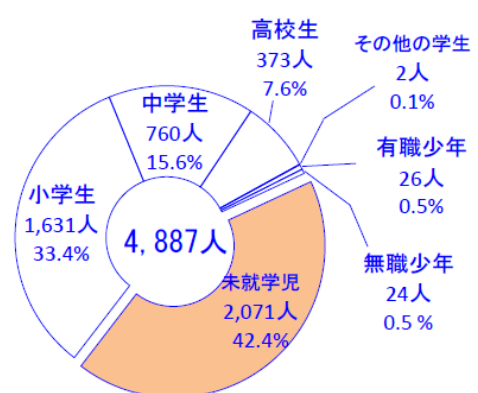
- ぐ犯少年として送致・通告した少年は、前年に比べて16人(10.5%)減少し、学職別では中学生が82人(60.3%)と最も多く、次いで無職少年が20人(14.7%)となっています。
- 要保護少年として通告した少年は、前年に比べて1,783人(57.4%)増加しました。態様別では、虐待による通告が全体の98.5%を占め、学職別では、未就学児が2,071人(42.4%)で最も多く、次いで小学生が1,631人(33.4%)となっています。

【ぐ犯少年の学職別状況】



※ ぐ犯少年とは、刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつてその性格又は環境から判断して、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいいます。

【要保護少年の学職別状況】



※ 要保護少年とは、児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年をいいます。

～見過ごすな 見て見ぬふりは 無責任～

平成26年度少年非行防止等標語コンクール 大阪市長賞

少年の福祉を害する犯罪

～ 児童ポルノの被害児童は4割が中学生～

- 少年の福祉を害する犯罪とは、児童買春や児童ポルノなどの少年の心身に有害な影響を与え、健全な育成を大きく阻害する犯罪のことをいいます。
- 児童買春・児童ポルノ禁止法違反では、64.9%がインターネットを利用した違反形態となっています。



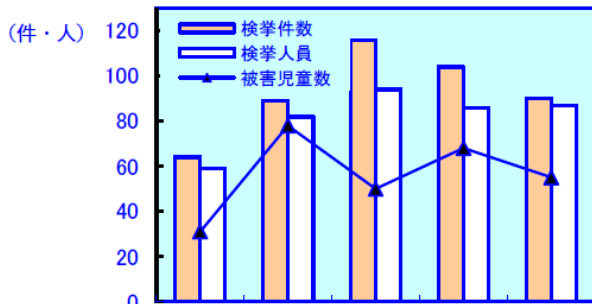
【福祉犯罪の検挙状況】

区分	検挙人員	前年対比	被害少年
総数	603	-20	491 (296)
児童福祉法	21	-6	15 (15)
売春防止法	7	+7	11 (11)
職業安定法	3	-3	1 (1)
労働基準法	23	-1	13 (10)
風営適正化法	85	+13	90 (40)
未成年者飲酒禁止法	38	-13	26 (9)
未成年者喫煙禁止法	129	-11	116 (17)
覚せい剤取締法	11	-1	6 (6)
毒・劇物取締法	0	±0	0 (0)
大麻取締法	7	+5	4 (0)
児童買春・児童ポルノ禁止法	150	-2	107 (98)
青少年保護育成条例	123	-4	100 (89)
その他	6	-4	2 (0)

※ 被害少年の()は女子を内数で示しています。

児童ポルノの現状

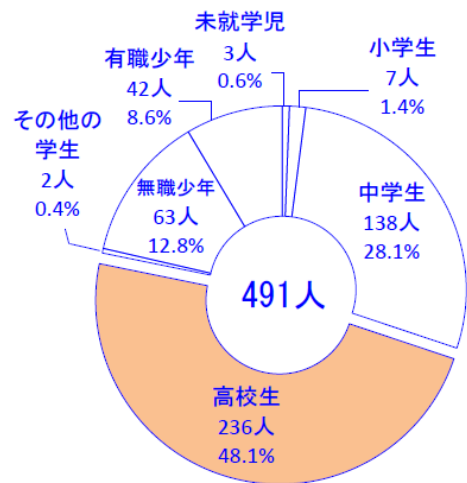
【児童ポルノの検挙件数等の推移】



区分	22年	23年	24年	25年	26年
検挙件数	64	89	116	104	90
検挙人員	59	82	94	86	87
被害児童数	31	78	50	68	55

- 検挙件数・被害児童については、前年に比べて減少しました。
- 被害に遭った児童の学職別では、中学生が43.6%と最も多くを占めており、次いで高校生が32.7%、小学生以下が14.5%となっています。

【福祉犯罪被害少年の学職別の状況】



- 学職別では高校生(48.1%)が最も多く、次いで中学生(28.1%)、無職少年(12.8%)の順となっています。

～ 注意する 勇気も必要 仲間なら～

平成26年度少年非行防止等標語コンクール 堺市長賞

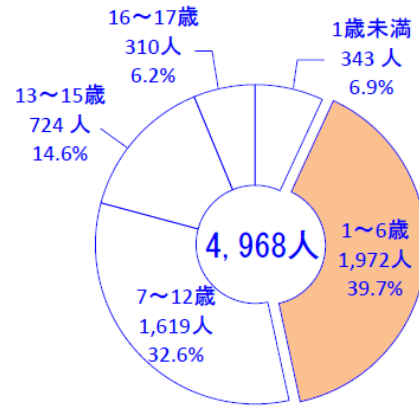
児 童 虐 待

～ 虐 待 の 被 害 か ら 子 ど も を 守 る ～

【児童虐待の状況】

区 分	24年	25年	26年
認 知 件 数	1,614	2,027	2,941
検 挙 件 数	35	42	34
殺 人 ※ 未 遂 含 む	6	6	4
傷 害 ※ 致 死 含 む	18	24	19
強 姦	1	0	2
保 護 責 任 者 遺 棄	0	2	2
そ の 他	10	10	7

【被害児童の年齢内訳】



- 児童虐待容疑事案の認知件数は、昨年に比べて914件（45.1%）増加し、被害児童は1,787人（56.2%）増加しています。

【 児 童 虐 待 の 類 型 】

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること
 ○首を絞める、殴る、蹴る
 ○タバコの火を押しつける
 ○戸外に閉め出す など

怠慢又は拒否

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること
 ○栄養不良、脱水症状 ○不衛生
 ○季節にそぐわない服装、汚れた服 など

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
 ○児童に対し淫行する
 ○性器を触る又は触らせる
 ○児童ポルノの被写体にする など

心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
 ○児童を無視したり、拒絶的な態度を示す
 ○児童の面前で家族等に暴力を繰り返す
 ○暴力的な言動で児童を脅す など

【こんな子どもや家庭を見かけたら、連絡を！】

- 子どもの身体に不自然なアザや火傷などがみられる
- 夜間、家に保護者がおらず幼児だけが残されている
- 大声をあげ、子どもに暴力を振るっている様子がうかがわれる

- 「虐待かもしれない」と思ったら
 すぐに児童相談所や市町村又は
 最寄りの警察署若しくは110番へ通報してください。



インターネット利用に起因する犯罪被害等

～ 携帯電話回線のフィルタリング + α を！ ～

- スマートフォンを安全に利用するためには、携帯電話回線や無線LAN回線のフィルタリングサービスや不適切なアプリの起動を自動的に制限するアプリフィルタリングの設定等を行う必要があります。

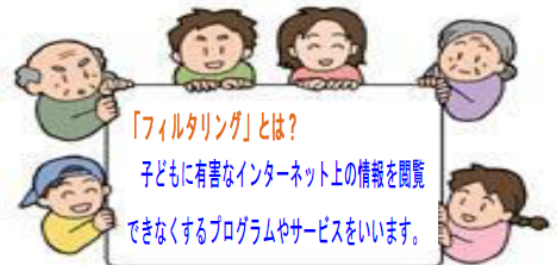
《保護者の方へ》

子どもと携帯電話の利用ルールを決め、同じ認識を持ちましょう

- 利用時間・場所・利用するサイトやアプリを決めるなど、携帯電話やスマートフォン等の利用についてのルールを作りましょう。保護者と子どもがお互いにルールとして認識できるよう、目につく場所に貼っておきましょう。

「フィルタリング」で子どもを守ることは、大人の責任！

- 子どもをインターネットの有害情報から守るために、フィルタリングを有効に活用しましょう。
- 子どもの発達段階や希望に合わせて、細かく設定することもできますので、安易に解除することのないようにしましょう。



少年の薬物乱用

～ 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」～

- 覚醒剤等の薬物乱用は、少年にまで広がっています。最近では、「危険ドラッグ」についても少年への広がりが懸念されています。



「危険ドラッグ」とは？

覚醒剤や大麻等の規制薬物と似た化学物質を混入させた植物片等で、店舗やインターネットなどで「合法ハーブ」「合法アロマ」等と称して販売されています。しかし、実際には覚醒剤やそれよりも危険な物質が含まれていることがあり、**非常に危険な薬物**です。

- 「危険ドラッグ」などの薬物は、軽い気持ちや興味本位で使用すると、自分の意思ではやめることができなくなり、健康被害や事件・事故を引き起こす恐ろしい薬物です。

子どもたちに薬物乱用の恐ろしさを理解させその誘いを断ることができるよう指導していくことが大切です。

絶対に薬物に手を出させてはいけません！



～ その入り口 出口はないから 気をつけて～

平成26年度少年非行防止等標語コンクール 大阪府教育委員会教育長賞

少年サポートセンターによる立ち直り支援活動

～ 検挙・補導された少年のおよそ3人に1人が再非行少年 ～

平成26年中に、刑法犯で検挙・補導された少年のうち、過去に何らかの非行により検挙・補導されたことのある少年は、全体の約3割にのぼっています。

心理テストに基づくアドバイス

- 少年サポートセンターには、警察官のほか、臨床心理士等の資格を持つ少年補導職員を配置し、心理テスト等により非行の原因を究明し、少年の性格等に応じたカウンセリングのほか、保護者の方には子どもの指導方法などについての助言を行っています。

早い段階での適切な指導

- 少年サポートセンターでは、初めて刑罰法令に触れる行為により補導された14歳未満の少年(中学生)を対象に、ルールを守ることの大切さを少年自身に気付かせる面接指導を行っています。

問題を抱える少年への立ち直り支援

- 喫煙や深夜はいかい等を繰り返す少年や、警察で検挙・補導された少年が、再び非行に走らないための継続した面接指導を行っています。
また、大阪府(青少年課)と連携して、怠学傾向の改善を図るための学習支援をはじめチームの一員として達成感を味わったり、ルールを学ぶためのスポーツ活動(フットサル等)や料理教室など、少年の立ち直りに向けた各種体験活動を行っています。

立ち直り支援を受けたい方、詳しい話を聞きたい方は…
最寄りの警察署少年係又は担当地域の少年サポートセンターにご相談ください。

各 種 相 談 窓 口

～ ひ と り で 悩 ま な い で ～

少年相談窓口	
青少年クリニック (少年の非行の原因究明等に関する相談)	06-6773-4970 (よくなれ)
グリーンライン (少年からの相談及び家族、地域住民等からの少年非行等に関する相談)	06-6944-7867 (なやむな)
大阪府少年サポートセンター	
八尾 072-992-3256 (東大阪市、八尾市、柏原市)	難波 06-6211-3400 (大阪市西区、港区、大正区、浪速区、住吉区、西成区、住之江区、中央区の一部(南警察署管内))
枚方 072-843-2000 (守口市、枚方市、交野市、大東市、寝屋川市、門真市、四條畷市)	梅田 06-6362-2225 (大阪市北区、福島区、此花区、西淀川区、東淀川区、淀川区)
豊中 06-6866-3000 (豊中市、池田市、箕面市、豊能郡)	中央 06-6772-4000 (大阪市都島区、中央区の一部(東警察署管内)、旭区、天王寺区、東成区、阿倍野区、城東区、生野区、東住吉区、鶴見区、平野区)
茨木 072-625-6677 (吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡)	堺 072-274-2355 (堺市、泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡)
富田林 0721-25-4922 (富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡)	岸和田 072-423-2486 (岸和田市、貝塚市、泉南市、泉佐野市、阪南市、泉南郡)